

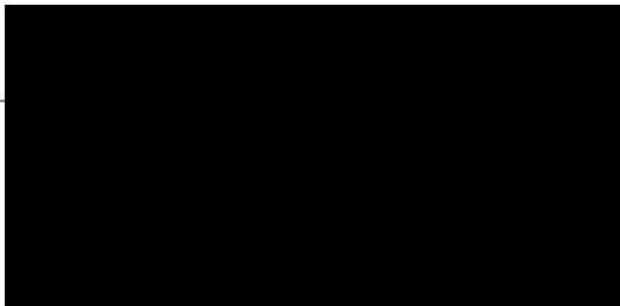


## 申請枠区分

通常枠

## 申請ステータス

年度	年度回数	回/次
2024 年	2	回



### 1.助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。

なお、下記4に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

### ■申請団体が申請に際して確認する事項

(1)申請資格要件（欠格事由）について	申請資格要件について確認しました
(2)公正な事業実施について	公正な事業実施について確認しました
(3)規程類の後日提出について※緊急枠の場合なし	確認しました
(4)情報公開について（情報公開同意書）	規程類の後日提出について確認しました
(5)役員名簿に記載されている全員から第三者提供に関する同意について	同意を得ました
(6)JANPIA役員及び審査員との兼職関係の有無について	兼職がないことを確認しました

### ■申請団体に関する記載

#### 【申請団体の名称】

一般社団法人コファーム推進機構

#### 団体代表者 役職・氏名

代表理事 上条 昌輝

#### 分類

（未記入）

法人番号  
3010005022440

団体コード  
[ ]

申請団体の住所  
東京都文京区湯島3丁目17番1号

資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地が上記の住所と違う場合  
[ ]

■申請団体が行政機関から受けた指導、命令に対する措置の状況

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし

最終誓約

1.助成申請情報欄の内容につき、誓約します

2.連絡先情報

部署・役職・氏名  
[ ]

担当者 メールアドレス  
[ ]

担当者 電話番号  
[ ]

3.コンソーシアム情報

(1)コンソーシアムの有無

コンソーシアムで申請しない

コンソーシアムに関する誓約

【誓約する団体の名称】	【誓約する団体の代表者氏名】	【誓約する団体の役割】
[ ]	[ ]	[ ]

コンソーシアムに参加する全ての団体（以下、「コンソーシアム構成団体」という）は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）としての助成の申請なお、誓約内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

1.コンソーシアム構成団体は、幹事団体を通じてコンソーシアムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配団体として採択された場合は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金

2.本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に変更があった場合は申請を取り下げます。

3.コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の（1）～（4）の事項等

[ ]

4.コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

[ ]

4.事業情報の登録・事業関連書類の提出

事業名  
災害弱者を守る宿泊施設の避難所機能強化事業

事業の種類\_第一階層  
[ ]

事業の種類\_第二階層  
[ ]

事業の種類\_第三階層  
[ ]

支援の分野\_文字列表示  
[ ]

支援分野\_活動支援団体  
[ ]

## 休眠預金活用事業 事業計画書 【2024年度通常枠】

※採択された後の資金提供契約書別紙1の対象は、事業計画書の冒頭から「II. 事業概要」までとします。

## 基本情報

申請団体	資金分配団体	必須	申請時入力不要
資金分配団体	事業名（主）	災害弱者を守る宿泊施設の避難所機能強化事業	
	事業名（副）	宿泊施設における地域一体型防災減災スキーム	
	団体名	一般社団法人エコファーム推進機構	コンソーシアムの有無 なし
事業の種類1	④災害支援事業		
事業の種類2	防災・減災支援		
事業の種類3			
事業の種類4			

## 優先的に解決すべき社会の諸課題

## 領域／分野

(1) 子ども及び若者の支援に係る活動	
① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援	
② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援	
③ 社会課題の解決を担う若者の能力開発支援	
⑨ その他	
(2)日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動	
④ 働くことが困難な人への支援	
⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援	
⑥ 女性の経済的自立への支援	
⑨ その他	
(3)地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動	
⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援	
⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援	
⑨ その他	
その他の解決すべき社会の課題	災害弱者への防災ネットワーク構築、緊急避難所の強化

## SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
7.エネルギーをみんなにそしてクリーンに	7.1 2030年までに、安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的のアクセスを確保する。	当機構の事業目的は、地球温暖化対策の推進、低炭素社会の実現を目指すものです。太陽光エネルギーの導入、災害対策としての蓄電池・BPS（防災非常用電源）の導入、エネルギー効率化を目指すEMSの導入等を行い、安価で信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的のアクセスを推進、再生可能エネルギー割合の増加、エネルギー効率の改善を事業を通じて推進している。
11.住み続けられるまちづくりを	11.b 2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靭さ（レジリエンス）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組2015-2030に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。	生活インフラ施設や観光施設などの重要施設において、防災・減災対策は十分とは言えない状況です。当社のエネルギー・コンサルティング事業を通じて、これらの重要施設に対し、災害時における命や暮らし、健康を守るために、飛散防止フィルム、蓄電池、BPS（防災非常用電源）などの設置を進め、必要な対策提案および導入・維持の推進を行い、地域連携を行います。特に、災害弱者（高齢者、障がい者、外国人）に重点を置き、人や企業、コミュニティが持つ経済的、物理的、社会的、文化的、環境的な資産が直面する災害リスクや損失を、事業を通じて大幅に減らすことを目指し、レジリエンスな街づくりに寄与する。
13.気候変動に具体的な対策を	13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。	地球規模の課題である気候変動に対し、国、地域、また、企業の取り組みはもちろん、一人一人の意識が重要だが、知識レベル、意識レベルは様々。当社はコンサルティング事業、及び、環境分野のセミナー実施を通じて、気候変動とエネルギー効率の関連性への教育・啓蒙・意識向上を行い、具体的な提案・行動レベルまで落とし込むことを目指す。
17.パートナーシップで目標を達成しよう	17.17 マルチステークホルダー・パートナーシップ さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。	温暖化対策、低炭素社会の実現、環境問題、防災・減災対策など、様々な課題は、行政との連携、地域・企業等からの相談依頼等により顕在化しているものから、目に見えていない、潜在化しているものもあります。当社は事業を通じて、各ステークスホルダーとのパイプ役となり、これらの課題解決を目指す。

## I.団体の社会的役割

(1)団体の目的	193/200字
CO2排出量を削減することが地球環境の保全を実現できる「環境（ecology）」を大きなテーマとして掲げ、「産業分野（economy）」および「農業分野（farm）」において、事業者がCO2排出量削減による社会貢献活動と事業利益拡大を両立させること、また近年、深刻な自然災害が全国各地で発生して中で低炭素社会の実現に不可欠な安全かつ安心できる地域社会を構築することを目的としております。	
(2)団体の概要・活動・業務	199/200字
創業当初は産業、農業のソリューション提案を軸に活動。産業分野では省エネ対策として経産省・環境省の診断事業者として活動、農業分野においては、育成者権の保護の推進として海外に流出した種苗登録済み植物が日本に流入した際のロイヤリティ徴収スキームを確立し、国内生産者に正当な報酬支払われる流れを作り、10年間で約7億円の逸失見込みの利益を還元。2020年頃から災害対策に関する相談件数が増加。現在に至る。	



### III.事業の背景・課題

#### (1)社会課題

##### ・避難所について

消防庁が指定する指定緊急避難場所は約117,000箇所、自治体が指定する指定避難所は82,911箇所（うち指定一般避難所73,513箇所、指定福祉避難所9,398箇所）が指定されている。指定福祉避難所は協定により確保している避難所を含めると、約25,000箇所で受け入れ人数94万4千人で市区町村で74%で福祉避難所が足りていない。一次避難所における精神的ストレス、持病の悪化による災害関連死などが問題になっている。

##### ・外国人

観光客については、外国人向けの災害マニュアルが無く困ったというケースや、スマホの充電が切れ情報が得られなかったなどのケースが多々見られた。また、在日の技能実習生などが被災し、慣れない環境での避難所生活での過度のストレス、宗教上の理由で食事が取れない等の問題が発生した。

これらの問題に対して、国や行政が指定する避難場所以外の避難場所のニーズが高まっている。

402/1000字

#### (2)課題に対する行政等による既存の取組み状況

199/200字

東京都などでは、不足する避難所対策として帰宅困難者受け入れ協定を締結し、雨風をしのげる建物で3日間分の水と食料を提供する仕組みを整えている。しかし、これを全国規模で見た場合、その対応は十分とは言えない。また、インバウンド補助金などで「避難所強化」を目的とした施策が存在するが、宿泊施設はその対象から外れているのが現状。総じて発災後については潤沢に予算が充当されるが、発災前の補助事業は極端に少ない。

#### (3)課題に対する申請団体の既存の取組状況

195/200字

信越地域で、宿泊団体、観光協会、社会福祉協議会等との会談の場を設け、現状を直接確認した。宿泊団体などは課題意識を持ちながら、具体的な行動に踏み出せず戸惑っている姿が浮かび上がった。一方、社会福祉協議会では、これまで地域連携の実績がない現状も確認出来たが、本事業の様な取組に対して「ぜひ協力したい」という前向きな姿勢を示していただいた。また当機構の経験不足を補う為のNPO団体との協力を得た。

#### (4)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義

199/200字

災害弱者の避難所としての適性をある程度備えた宿泊施設を避難所として活用することについて、宿泊施設の団体が存在することで支援体制を統一的に整えやすい状況にあるにもかかわらず、補助対象から外れているなど行政の支援が行き届いていない現状がある。このような課題を踏まえ、本事業の成功事例を生み出すことで、全国規模で展開可能なモデルを構築し、深刻化する福祉避難所不足の解決に貢献できることを強く期待している。

## IV.事業設計

## (1)中長期アウトカム

3～5年後

## 1.災害弱者の安全確保と生活の質の向上

安全な避難所の確保：災害時に避難所が確保され、外国人・高齢者・障害者などの災害弱者が安心して避難生活を送れる環境が整備される。

情報アクセスの改善：多言語支援や案内標識の整備により、災害弱者が必要な情報を迅速かつ正確に取得できるようになる。

避難行動の迅速化：避難路の整備や災害情報の共有によって、災害弱者が迅速かつ安全に避難できるようになる。

## 2.地域コミュニティの防災意識の向上

防災訓練の定着：定期的な合同避難訓練の実施により、地域全体の防災意識が向上し、災害時の対応力が強化される。

コミュニティの連携強化：地域コミュニティ内での情報共有や支援体制の確立により、災害時における助け合いの精神が醸成される。

## 3.自治体と企業の連携強化

自治体の支援体制強化：自治体が災害支援事業に積極的に関与し、助成事業の拡充や支援物資の迅速な配布が実現する。

企業のCSR向上：企業が防災支援活動に参加することで、企業の社会的責任（CSR）が向上し、地域社会への貢献が評価される。

## 4.社会全体の防災力向上

防災インフラの整備：長期的な視点での防災インフラの整備が進み、災害に強い社会が構築される。

持続可能な防災支援体制の確立：持続可能な防災支援体制が確立され、災害時に迅速かつ効果的な対応が可能となる。

## 5.災害時の迅速な復旧・復興

迅速な復旧活動：災害発生後の迅速な復旧・復興活動が行われ、被災地域の生活が早期に元に戻る。

復興支援の効率化：支援物資や人員の効率的な配置により、復興支援のスピードと質が向上する。

これらのアウトカムを目指して、防災支援事業を長期的に進めることで、地域社会全体の防災力を向上させ、災害に強い持続可能な社会を実現することが期待される。

(2)-1 短期アウトカム（資金支援）※資金分配団体100字	モニタリング	指標 100字	初期値/初期状態 100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
避難所機能強化については、発災後、施設を避難所として安心・安全に過ごすために必要な物品や設備が導入されている。		設備導入数を宿泊施設単位の件数としてカウントする。	現状をゼロとして、本事業開始後カウントする。		2027年末までに設備導入件数・地域団体との連携件数を10～20件を目指す。
案内標識・掲示物・配布物等の整備については、発信可能な（避難所マップや設備）ツール（インターネット）を整備し、発信内容（設備の充実度）が確立できている状況。		発信をした宿泊業関連団体を件数としてカウントする。	現状をゼロとして、本事業開始後カウントする。		2027年末までに全実行団体6件が情報発信できる状況を目指す。
外国人観光客への支援については、外国人観光客が安心・安全に避難できるよう、多言語案内や翻訳用タブレット端末の導入とスタッフの多言語対応がなされ外国人が自ら情報を取得できるツールが整備されている。		各ツールが導入されている、宿泊施設単位で件数をカウントする。	現状をゼロとして、本事業開始後カウントする。		2027年末までにツール整備件数30件以上を目指す。
高齢者・障害者等の災害弱者への支援について、各障害に応じた案内板等を整備されている。		案内板等の導入されている、宿泊施設単位で件数をカウントする。	現状をゼロとして、本事業開始後カウントする。		2027年末までに整備件数30件以上を目指す。

(2)-2 短期アウトカム（非資金的支援）※資金分配100字	モニタリング	指標 100字	初期値/初期状態 100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
地域コミュニティ連携強化について 地域の社会福祉協議会・NPO法人などとの連携がなされている。		宿泊施設単位で、件数としてカウントする。	現状をゼロとして、本事業開始後カウントする。		2027年末までに各実行団体ごとに、10件以上を目標とする。（計60件）
自治体との連携として 地域の市区町村や町会等との連携がなされている。		宿泊施設単位で、件数としてカウントする。	現状をゼロとして、本事業開始後カウントする。		2027年末までに各実行団体ごとに、10件以上を目標とする。（計60件）
高齢者・障害者等対策として 宿泊先地域に所在する介護施設や病院などを有事の搬送先として確保する。		宿泊施設単位で、件数としてカウントする。	現状をゼロとして、本事業開始後カウントする。		2027年末までに各実行団体ごとに、10件以上を目標とする。（計60件）
高齢者・障害者等を想定した避難訓練を定期的に実施している。		宿泊施設単位で、件数としてカウントする。	現状をゼロとして、本事業開始後カウントする。		2027年末までに各実行団体ごとに、10件以上を目標とする。（計60件）

(3)-1 活動：資金支援 ※資金分配団体入力項目	時期	
避難所として想定される施設の避難所機能強化する設備を導入し、防災セミナーを受講し施設スタッフの意識・防災スキルの向上が見込まれる。高齢者・障害者・外国人含む宿泊客全員が3日間の避難所生活をするための安心安全な環境を提供することができ、これを外部に対し発信することで宿泊者が安心して利用できる、また本來、往来者を受入れる地域（住民）にとっても負担軽減となる事が期待できる。	2025年4月～2025年10月	185/200字
専門家による指導のもとに、定期的なセミナー、防災訓練を実施し、防災に対する意識を感覚として身に着ける事で、あらゆる対応に順応できる。	2025年10月～2027年10月	66/200字
多言語対応導入により、さらに宿泊施設のスタッフへの安全教育セミナー、対策マニュアルを策定する。そうすることで、災害時にも落ち着いて対処できる環境を作る事が出来る。	2025年10月～2027年10月	81/200字
案内板等が、施設内に整備される事によって、実行団体の意識も向上し有事の際に具体的な避難経路・宿泊客の誘導などの想定が容易になる。	2025年10月～2027年10月	64/200字

(3)-2 活動：組織基盤強化・環境整備：非資金的支援	時期	
POサポート事務局が、必要な要綱を作成し実態調査に必要な案内書類等を作成。	2025年4月～2027年5月	37/200字
POチーム（PO及び社会福祉協議会・専門員）が、実態調査を行い現状把握を行う。	2025年5月～2027年8月	39/200字
POチームとの定期的ミーティングを行い、実行団体における人的基盤を確立する。	2025年7月～2028年9月	38/200字
自主的資金調達の確立に向けて、事業期間内に確立を目指して実行する。（四半期に一回に進捗確認）	2026年10月～2028年3月	46/200字
ガバナンス研修：オンラインコースと対面セッションを組み合わせ、定期的にガバナンスに関する研修プログラムを実施する。	2025年10月～2028年2月	57/200字
戦略計画ワークショップ：コンサルタントを招いて、組織の戦略計画を策定するためのワークショップを実施。（2～4回実施）	2025年10月～2028年2月	58/200字

## V. 広報戦略および連携・対話戦略

広報戦略	休眠預金等活用事業の広報戦略として、多様な広報媒体と報告を活用し、防災・減災の啓発活動と補助金申請支援を発信します。ターゲットは地域住民と企業で、手段はSNS、ウェブサイト、地域イベント、報告書です。具体的には、防災ワークショップや補助金申請サポートの成功事例を共有します。期待される効果は、住民の防災意識向上と企業の積極的な防災設備導入の促進、CSR向上と社会的責任の強化です。	192/200字
連携・対話戦略	他セクターや企業との連携戦略として、地域イベントやワークショップを共催し、防災や省エネ設備導入の成功事例を共有。多様なステークホルダーとの対話を促進するために、定期的なフォーラムや意見交換会を開催し、相互理解を深める。実行団体との連携体制として、定期的な連絡会議や進捗報告を行い、共通目標の確認と調整を図ります。また、各団体との協力計画を明確化し、具体的な役割分担と実施スケジュールを設定します。	200/200字

## VI. 出口戦略・持続可能性について 助成期間終了後も社会課題の解決に向けた活動を継続させる戦略・計画を記入してください。

資金分配団体	<p>1. 自主的な資金調達能力の強化 自治体および企業とのパートナーシップの強化として、自治体と企業が資金調達を行い防災活動の継続を可能にする。</p> <p>2. 支援プロジェクトの自主運営 防災支援を行う地域団体やNGOに対して、資金運営やプロジェクト管理のトレーニングを実施。支援団体が自主的にプロジェクトを運営し、持続可能な活動を確立できるようにする。ワークショップ、オンライン研修、マニュアル提供など。</p> <p>3. 知識と情報の共有 防災支援活動の成功事例や教訓を集めたナレッジベースを構築し、関係者に共有。オンラインプラットフォームの設置、定期的な情報更新、事例集の公開。また、地域団体や自治体が効果的に防災活動を行えるよう支援を行う。</p>	311/400字
実行団体	<p>1. 地域コミュニティとの連携強化 ①リーダーシップ育成：地域内で防災リーダーを育成し、自主的な防災活動を推進できるようにする。地域住民が自ら防災活動を継続できる体制を整える。リーダーシップ研修、リーダー育成プログラムの実施、定期的なフォローアップ。</p> <p>2. 自主的な資金調達能力の強化 資金調達の多様化として、寄付キャンペーンやクラウドファンディングを通じて、多様な資金調達手段を確立する。 防災関連商品の販売やサービスの提供を行い、その収益を防災活動に充てる。</p> <p>3. テクノロジーの活用 防災アプリの開発と利用：防災情報を提供するアプリを開発し、地域住民がリアルタイムで情報を取得できるようにし、情報の即時性とアクセス性を高め、迅速な対応を促進する。</p>	329/400字

## VII. 関連する主な実績

(1)助成事業の実績と成果	355/800字
2014年創業以来、2020年のコロナ禍より災害対策の一環として一時不足していた検温器やマスクなど会員企業から調達し提供するところから災害対策のニーズへの対応が始まる。	
2021年東京都の一時帰宅困難者補助金の対応機器の提供、補助金申請サポートを多数行い、防災関連の補助金申請のサポートを多々行ってきた。	
2023年春頃から2024年4月以降の義務化を前にBCP策定相談件数が多数に上りサポートを行ってきた。さらに民間の中小規模のBCP策定に関する補助金申請も数多く行った。	
この頃から、地方の会員事業者様から防災対策の相談が増加し、2024年能登の震災以降さらに増加し現在に至る。	
2024年から自社の経験だけでなく、災害対策専門のNPO法人及び防災士との連携を取り、防災対策についての検討を行い現在に至る。	

(2)申請事業に関する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等	633/800字
都内の状況	
防災意識が高い大手グループ会社のホテルでは、定期的に防災訓練を実施している。また、系列の商業施設では東京都との間で帰宅困難者受け入れ協定を締結しており、3日間滞在可能なスペースの提供、飲料水や食料の確保、携帯電話の充電対応といった取り組みが行われていることを確認した。	
地方（甲信越エリア）の状況	
甲信越エリアでは、宿泊業関連団体、宿泊施設、観光協会などを実際に訪問し、実情をヒアリングした。その結果、防災に関する意識は一定程度あるものの、何をどう進めてよいのかわからぬ、また誰に相談すれば良いか分からぬという課題が浮き彫りとなり、現時点で具体的な防災対策が講じられていない状況が明らかになりました。	
さらに、同地域の社会福祉協議会に対してもヒアリングを行ったところ、現在は防災に関する具体的な地域連携は行われていないことが分かった。ただし、社会福祉協議会としての使命には地域連携による防災対策が含まれており、災害の専門資格を持つ職員こそいるものの、防災対策に特化し地域の状況に詳しい職員が在籍しており、これにより、実態調査、発災前の防災対策、発災後のボランティア派遣や炊き出しの協力が可能であることを確認した。	
防災のエキスパートとの連携	
防災の専門知識を持つ有資格者が在籍するNPO法人とも接触を行い、本事業への協力を得られる見込み。これにより、当機構での防災に関する手薄な部分を補完し、より充実した体制を整えることが可能となることを確認した。	

## VIII. 実行団体の募集

(1)採択予定実行団体数	3～5団体	82/200字
(2)実行団体のイメージ	関東・甲信越の、宿泊業関連団体に対し、公募を行なうプロジェクトに賛同する、またはできると判断した団体を選別。 モデルケースとして極力規模によるばらつきをと考えている。	78/200字
(3)1実行団体当り助成金額	4,000～6,000万円を想定。 ①実行団体に所属する施設が30団体の場合4000万円程度 ②実行団体に所属する施設が50～70団体の場合上限6000万円	90/200字
(4)案件発掘の工夫	全国ホテル旅館組合のネットワークから、対象地域に対し、事前にアンケート調査などを行なう程度ターゲットを絞って公募。 現状では事前調査などから有力候補として3団体程を見込んでいる。	

## IX. 事業実施体制

(1)事業実施体制、メンバー構成と各メンバーの役割	①プログラムオフィサー：POチーム（①PO②専門家、③福祉協議会をチームとして、実態調査を含め伴走支援を実施する） 事務局⇒各種④資金管理（資金の流れ記録）⑤事業推進（公募・広報・評価・各種書類作成）⑥POサポート（POチームの後方支援）					119/200字															
(2)本事業のプログラム・オフィサーの配置予定	<table border="1"> <thead> <tr> <th>人数</th> <th colspan="2">内訳</th> <th>他事業との兼務</th> <th>左記で「(兼務)予定あり」の場合、業務比率想定を記載</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 名</td> <td>新規採用人数 (予定も含む)</td> <td>1 名</td> <td>予定なし(左記メンバーは全員 本事業専従予定)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>既存PO人数</td> <td>1 名</td> <td>予定なし(左記メンバーは全員 本事業専従予定)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					人数	内訳		他事業との兼務	左記で「(兼務)予定あり」の場合、業務比率想定を記載	1 名	新規採用人数 (予定も含む)	1 名	予定なし(左記メンバーは全員 本事業専従予定)			既存PO人数	1 名	予定なし(左記メンバーは全員 本事業専従予定)		95/200字
人数	内訳		他事業との兼務	左記で「(兼務)予定あり」の場合、業務比率想定を記載																	
1 名	新規採用人数 (予定も含む)	1 名	予定なし(左記メンバーは全員 本事業専従予定)																		
	既存PO人数	1 名	予定なし(左記メンバーは全員 本事業専従予定)																		
※資金分配団体用																					
(3)ガバナンス・コンプライアンス体制	<p>監事：清水康二 ↓ 社員総会⇒理事会⇒コンプライアンス委員会（委員長：大谷木、事務局野澤）⇒防災部門・経済産業部門・農業部門 ↓ 顧問弁護士：中島法律事務所</p>																				
(4)コンソーシアム利用有無	なし																				

申請団体	資金分配団体		
事業期間	2024/10/01 ~ 2028/03/31		
資金分配団体	事業名	持続可能な地域災害支援事業	
	団体名	一般社団法人 エコファーム推進機構	

	助成金
事業費	211,280,300
実行団体への助成	180,000,000
管理的経費	31,280,300
プログラムオフィサー関連経費	22,173,000
評価関連経費	19,090,000
資金分配団体用	10,340,000
実行団体用	8,750,000
合計	252,543,300

## 1. 事業費

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	合計
事業費 (A)	11,827,800	129,840,800	39,805,300	29,806,400	211,280,300
実行団体への助成	10,000,000	120,000,000	30,000,000	20,000,000	180,000,000
－					
管理的経費	1,827,800	9,840,800	9,805,300	9,806,400	31,280,300

## 2. プログラム・オフィサー関連経費

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	合計
プログラム・オフィサー関連経費 (B)	1,167,000	7,002,000	7,002,000	7,002,000	22,173,000
プログラム・オフィサー人件費等	832,000	4,992,000	4,992,000	4,992,000	15,808,000
その他経費	335,000	2,010,000	2,010,000	2,010,000	6,365,000

## 3. 評価関連経費

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	合計
評価関連経費 (C)	1,510,000	5,860,000	5,860,000	5,860,000	19,090,000
資金分配団体用	260,000	3,360,000	3,360,000	3,360,000	10,340,000
実行団体用	1,250,000	2,500,000	2,500,000	2,500,000	8,750,000

## 4. 合計

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	合計
助成金計(A+B+C)	14,504,800	142,702,800	52,667,300	42,668,400	252,543,300



## 団体情報入力シート

### (1)団体組織情報

法人格	団体種別	一般社団法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名	一般社団法人エコファーム推進機構		
郵便番号	113-0034		
都道府県	東京都		
市区町村	文京区湯島		
番地等	3-17-1 2F		
電話番号	03-5812-1838		
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	http://ecofa.or.jp/	
	その他のWEBサイト(SNS等)		
設立年月日	平成26年（2014年）4月22日		
法人格取得年月日			

### (2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	カミジョウ マサキ
	氏名	上条 昌輝
	役職	代表理事
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

### (3)役員

役員数 [人]	8
理事・取締役数 [人]	7
評議員 [人]	
監事/監査役・会計参与数 [人]	1
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	

### (4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	8
常勤職員・従業員数 [人]	8
有給 [人]	0
無給 [人]	8
非常勤職員・従業員数 [人]	0
有給 [人]	0
無給 [人]	0
事務局体制の備考	

(5)会員

団体会員数 [団体数]	0
団体正会員 [団体数]	
団体その他会員 [団体数]	
個人会員・ボランティア数	0
ボランティア人数(前年度実績) [人]	
個人正会員 [人]	
個人その他会員 [人]	

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名／勤務形態	
通帳管理者 氏名／勤務形態	
経理担当者 氏名／勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けてますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	なし
申請前年度の助成件数 [件]	0
申請前年度の助成総額 [円]	0
助成した事業の実績内容	なし

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	
助成を受けた事業の実績内容	

(12)過去に休眠預金事業で助成を受けた実績

## 役員名簿

### 「各欄の入力方法と注意点」

- ・記載例（番号1～3）は削除のうえ番号1より入力してください。
  - ・名簿には登記簿上の「役員に関する事項」に記載されている方すべてを入力してください。NPO法人の場合は、代表理事、理事、監事をすべて記載してください。
  - ・氏名欄に記入する氏名は戸籍上の氏名で入力してください。
  - ・備考欄には他の団体等との兼職関係（兼職先名称、兼職先での役割等）を記載し、兼職有無の申告欄には、過去6か月の兼職状況を記載してください。
  - ・提出の際はPDF等に変換せずExcel形式のまま提出してください。要件を満たしていない場合は、再提出を求める場合があります。
  - ・入力確認欄に「check!」が表示されているときは、和暦と生年月日の組み合わせをもう一度確認してください。
  - ・役員名簿の枠が足りない場合は、適宜追加してください。
  - ・氏名カナ欄は「半角」で入力、姓と名の間も半角で1マス空けてください。
  - ・氏名漢字欄は「全角」で入力、姓と名の間も全角で1マス空けてください。
  - ・外国人の場合は、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読み、氏名漢字欄にはアルファベット（全角）を入力してください。
  - ・生年月日欄は、大正はT、昭和はS、平成はHを半角で入力し、年欄は数字2桁半角としてください。なお、明治45年は7月30日まで、大正15年は12月25日まで、昭和64年は1月7日までとなります。

### 〔役員情報の第三者提供について〕

- ・役員名簿に記載いただいた情報は、申請資格要件（休眠預金等活用法の第17条第3項4号及び5号に定める活動を行う団体であること）を確認するために、JANPIAを経由して警察庁へ提供します。詳細は、助成申請書または資金提供契約書でご確認ください。
  - ・役員名簿をJANPIAに提出するにあたり、上記を役員本人に説明し、役員本人が第三者提供（上記）に関して同意したかを必ず確認してください。
  - ・役員名簿記載の提供者全員から同意を得たら、以下にチェックして提出ください。

必須入力セ 任意入力セ

役員名簿に記載されている全員から第三者提供に関する同意を得ました。

差額はありません

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所で、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名:	災害弱者を守る宿泊施設の避難所機能強化事業
団体名:	一般社団法人エコファーム推進機構
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されていない。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。  
**過去の採択状況に關係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。**

(注意事項)  
 ◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。<https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html>  
 ◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとした規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているおり、内定通知後1週間以内にご提出ください。なお、後日提出において本様式も併せてご提出ください。  
 ◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。  
 ◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

記入箇所チェック	※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。
記入完了	記入完了
	記入完了

規程類に含める必須項目	(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等	
<b>●社員総会・評議員会の運営に関する規程</b>					
(1)開催時期・頻度	・評議員会規則 ・定款	内定後1週間以内に提出			
(2)招集権者		内定後1週間以内に提出			
(3)招集理由		内定後1週間以内に提出			
(4)招集手続		内定後1週間以内に提出			
(5)決議事項		内定後1週間以内に提出			
(6)決議(過半数か3分の2か)		内定後1週間以内に提出			
(7)議事録の作成		内定後1週間以内に提出			
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としないこと		内定後1週間以内に提出			
<b>●理事の構成に関する規程</b> ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	・定款 ・理事会規則	内定後1週間以内に提出			
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出			
<b>●理事会の運営に関する規程</b> ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)開催時期・頻度		内定後1週間以内に提出			
(2)招集権者		内定後1週間以内に提出			
(3)招集理由		内定後1週間以内に提出			
(4)招集手続		内定後1週間以内に提出			
(5)決議事項		内定後1週間以内に提出			
(6)決議（過半数か3分の2か）		内定後1週間以内に提出			
(7)議事録の作成		内定後1週間以内に提出			
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出			
<b>●理事の職務権</b>					
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するものほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	内定後1週間以内に提出			
<b>●監事の監査に関する規程</b>					
監事の職務及び権限を規定し、その具体的な内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	内定後1週間以内に提出			
<b>●役員及び評議員の報酬等に関する規程</b>					
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	内定後1週間以内に提出			
(2)報酬の支払い方法		内定後1週間以内に提出			

●倫理に関する規程				
(1)基本的人権の尊重	・倫理規程 「ハラスメントの防止に関する規程」	内定後1週間以内に提出		
(2)法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		内定後1週間以内に提出		
(3)私的利害追求の禁止		内定後1週間以内に提出		
(4)利益相反等の防止及び開示		内定後1週間以内に提出		
(5)特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(6)ハラスメントの防止		内定後1週間以内に提出		
(7)情報開示及び説明責任		内定後1週間以内に提出		
(8)個人情報の保護		内定後1週間以内に提出		
●利益相反防止に関する規程				
(1)-1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	・倫理規程 「理事会規則 ・役員の利益相反禁止 のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則」	内定後1週間以内に提出		
(1)-2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(2)自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
●コンプライアンスに関する規程				
(1)コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	内定後1週間以内に提出		
(2)コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(3)コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
●内部通報者保護に関する規程				
(1)ヘルpline窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルpline)規程	内定後1週間以内に提出		
(2)通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		内定後1週間以内に提出		
●組織(事務局)に関する規程				
(1)組織(業務の分掌)	事務局規程	内定後1週間以内に提出		
(2)職制		内定後1週間以内に提出		
(3)職責		内定後1週間以内に提出		
(4)事務処理(決裁)		内定後1週間以内に提出		
●職員の給与等に関する規程				
(1)基本給、手当、賞与等	給与規程	内定後1週間以内に提出		
(2)給与の計算方法・支払方法		内定後1週間以内に提出		
●文書管理に関する規程				
(1)決裁手続き	文書管理規程	内定後1週間以内に提出		
(2)文書の整理、保管		内定後1週間以内に提出		
(3)保存期間		内定後1週間以内に提出		
●情報公開に関する規程				
以下の1.~4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1.定款 2.事業計画、収支予算 3.事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4.理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	内定後1週間以内に提出		
●リスク管理に関する規程				
(1)具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	内定後1週間以内に提出		
(2)緊急事態の範囲		内定後1週間以内に提出		
(3)緊急事態の対応の方針		内定後1週間以内に提出		
(4)緊急事態対応の手順		内定後1週間以内に提出		
●経理に関する規程				
(1)区分経理	経理規程	内定後1週間以内に提出		
(2)会計処理の原則		内定後1週間以内に提出		
(3)経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		内定後1週間以内に提出		
(4)勘定科目及び帳簿		内定後1週間以内に提出		
(5)金銭の出納保管		内定後1週間以内に提出		
(6)収支予算		内定後1週間以内に提出		
(7)決算		内定後1週間以内に提出		

# 一般社団法人エコファーム推進機構 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は一般社団法人エコファーム推進機構と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は農業生産者に対し、必要な援助を行うとともに、農業生産者の技術の向上、研究開発及び健全なる発展並びに国際間の理解と親善に寄与すること、並びに産業と農業の両面から、地球温暖化対策の推進や低炭素社会の実現を、総合的な視点から目指すことを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、上記の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 農業生産者に関する経営情報の収集・提供
- (2) 農業生産者の新品種の保護のための品種登録に関する権利（育成者権）の取得・管理
- (3) 補助金、助成金申請コンサルタント事業
- (4) コスト低減、CO<sub>2</sub>削減、省エネルギーの技術知識等情報提供
- (5) 設備の施工管理
- (6) 省エネルギー診断事業
- (7) 新電力導入支援
- (8) 防災減災支援事業
- (9) その他本法人の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

## 第3章 社員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、この法人の事業に賛同する個人又は団体であって、次条の規定によりこの法人の社員となった者をもって構成する。

(社員の資格取得)

第6条 この法人の社員になろうとする者は、別に定めるところにより申し込みをし、代表理事の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎月、社員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退社)

第8条 社員は、別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第 9 条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- 一 この定款その他の規則に違反したとき。
- 二 この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 三 その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第 10 条 前 2 条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 一 第 7 条の支払義務を半年以上履行しなかったとき。
- 二 総社員が同意したとき。
- 三 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

#### 第 4 章 社員総会

(構成)

第 11 条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(権限)

第 12 条 社員総会は、次の事項について決議する。

- 一 社員の除名
- 二 理事及び監事の選任又は解任
- 三 理事及び監事の報酬等の額
- 四 計算書類等の承認
- 五 定款の変更
- 六 解散
- 七 その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 13 条 社員総会は、定時社員総会として事業年度末日の翌日から 3 か月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 14 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

第 15 条 総社員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 16 条 社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。

(議決権)

第 17 条 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 18 条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもつて行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

一 社員の除名

二 監事の解任

三 定款の変更

四 解散

五 その他法令で定められた事項

(議事録)

第 19 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 5 章 役員

(役員の設置)

第 20 条 この法人に、次の役員を置く。

一 理事 3 名以上

二 監事 2 名以内

2 理事のうち 1 名を代表理事とする。

3 代表理事以外の理事のうち 1 名を業務執行理事とする。

(役員の選任)

第 21 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 22 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第 23 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第 24 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 20 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 25 条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 26 条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

## 第 6 章 理事会

(構成)

第 27 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 28 条 理事会は次の職務を行う。

- 一 この法人の業務執行の決定
- 二 理事の職務の執行の監督
- 三 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第 29 条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 30 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 資産及び会計

(事業年度)

第32条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業報告及び決算)

第33条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

一 事業報告

二 貸借対照表

三 損益計算書（正味財産増減計算書）

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第34条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第35条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第36条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

第37条 この法人の公告は、官報に掲載してする。

附則

1 この法人の設立時社員の氏名及び住所は、以下のとおりとする。

氏名	住所
----	----

上条昌輝

嶋田展久

2 この法人の設立時代表理事は、設立時理事の過半数により選定する。

これは当法人の定款に相違ありません。

平成 29 年 6 月 30 日  
一般社団法人エコファーム推進機構  
代表理事 上条 昌輝

## 履歴事項全部証明書

東京都文京区湯島三丁目17番1号  
一般社団法人エコファーム推進機構

会社法人等番号	0100-05-022440	
名 称	<u>一般社団法人農業生産者支援協議会</u>	
	一般社団法人エコファーム推進機構	平成28年 6月30日変更 平成28年 7月27日登記
主たる事務所	<u>東京都文京区湯島三丁目11番10号</u>	
	東京都文京区湯島三丁目17番1号	令和5年 2月 1日移転 令和5年 2月 13日登記
法人の公告方法	官報に掲載してます。	
法人成立の年月日	平成26年4月22日	
目的等	<p><b>目的</b> 当法人は農業生産者に対し、必要な援助を行うとともに、農業生産者の技術の向上、研究開発及び健全なる発展並びに国際間の理解と親善に寄与すること、並びに産業と農業の両面から、地球温暖化対策の推進や低炭素社会の実現を、総合的な視点から目指すことを目的とする。</p> <p><b>事業</b> この法人は、上記の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 農業生産者に関する経営情報の収集・提供</li> <li>(2) 農業生産者の新品種の保護のための品種登録に関する権利（育成者権）の取得・管理</li> <li>(3) 補助金、助成金申請コンサルタント事業</li> <li>(4) コスト低減、CO<sub>2</sub>削減、省エネルギーの技術知識等情報提供</li> <li>(5) 設備の施工管理</li> <li>(6) 省エネルギー診断事業</li> <li>(7) 新電力導入支援</li> <li>(8) その他本法人の目的を達成するために必要な事業を行うこと。</li> </ul>	
	平成29年 6月30日変更 平成29年 7月 4日登記	

東京都文京区湯島三丁目17番1号  
一般社団法人エコファーム推進機構

役員に関する事項		
代表理事	<u>上条昌輝</u>	令和2年 5月29日重任 令和2年 6月11日登記
代表理事	<u>上条昌輝</u>	令和4年 5月30日重任 令和4年 6月 3日登記
代表理事	<u>上条昌輝</u>	令和6年 5月27日重任 令和6年 6月 3日登記
理事	<u>上条昌輝</u>	令和2年 5月29日重任 令和2年 6月11日登記
理事	<u>上条昌輝</u>	令和4年 5月30日重任 令和4年 6月 3日登記
理事	<u>上条昌輝</u>	令和6年 5月27日重任 令和6年 6月 3日登記
理事	<u>嶋田展久</u>	令和2年 5月29日重任 令和2年 6月11日登記
理事	<u>嶋田展久</u>	令和4年 5月30日重任 令和4年 6月 3日登記
理事	<u>嶋田展久</u>	令和6年 5月27日重任 令和6年 6月 3日登記
理事	<u>上條秀美</u>	令和2年 5月29日重任 令和2年 6月11日登記
理事	<u>上條秀美</u>	令和4年 5月30日重任 令和4年 6月 3日登記
理事	<u>上條秀美</u>	令和6年 5月27日重任 令和6年 6月 3日登記

東京都文京区湯島三丁目17番1号  
一般社団法人エコファーム推進機構

	理事	<u>藤本秀則</u>	令和2年 5月29日重任
	理事	<u>藤本秀則</u>	令和2年 6月11日登記
	理事	<u>藤本秀則</u>	令和4年 5月30日重任
	理事	<u>藤本秀則</u>	令和4年 6月 3日登記
	理事	<u>野澤和彦</u>	令和2年 5月29日重任
	理事	<u>野澤和彦</u>	令和2年 6月11日登記
	理事	<u>野澤和彦</u>	令和4年 5月30日重任
	理事	<u>野澤和彦</u>	令和4年 6月 3日登記
	理事	<u>大谷木亘</u>	令和2年 5月29日重任
	理事	<u>大谷木亘</u>	令和2年 6月11日登記
	理事	<u>大谷木亘</u>	令和4年 5月30日重任
	理事	<u>大谷木亘</u>	令和4年 6月 3日登記
	監事	<u>清水康二</u>	令和6年 5月27日重任
	監事	<u>清水康二</u>	令和6年 6月 3日登記
	監事	<u>清水康二</u>	平成30年 5月 8日重任
	監事	<u>清水康二</u>	平成30年 6月 1日登記
	理事会設置法人に関する事項	理事会設置法人	
	監事設置法人に関する事項	監事設置法人	

東京都文京区湯島三丁目17番1号  
一般社団法人エコファーム推進機構

登記記録に関する  
事項

設立

平成26年 4月22日登記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明  
した書面である。

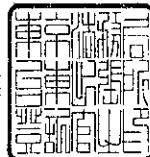
(東京法務局管轄)

令和6年11月18日

東京法務局台東出張所

登記官

加倉井栄雄



整理番号 ア380310

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

4/4

## 事業報告書

(令和3年4月1日から令和5年4月31日まで)

### 企業集団の状況に関する事項

#### (1) 事業の経過およびその成果

コロナ禍の影響により、会員企業各社より、検温器、マスク等不足している資材の要望が多数あります。

東京都の補助事業を利用し、補助金申請支援をすることで、負担を大幅に軽減し且つ、迅速に対応することができました。

事業別	売上高
診断事業委託収入	18,160,355 円
HA 手数料収入	81,988,022 円
AP 手数料収入	8,284,490 円
売上高	55,730,149 円

#### (2) 財産および損益の状況の推移

区分	第7期	当期
売上高	87,799,511 円	164,163,016 円
当期純利益	120,876 円	172,827 円円
総資産 (純資産)	843,962 円	1,016,789 円

#### (3) 主要な事業内容

事業	内容
種苗登録品種管理	ロイヤリティ徴収及び支払
補助金申請支援事業	妻帯対策、防災対策等
災害対策支援事業	検温器販売及び申請支援

## 事業報告書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

### 企業集団の状況に関する事項

#### (1) 事業の経過およびその成果

通常の業務に加え、この数年で発生している防災対策の要望が増加。直接の売り上げの増加には、つながらないものの防災対策支援を多数行う事が出来、会員企業様にとって有意義な活動ができた。今期は診断事業を多数実施することができた。

事業別	売上高
診断事業委託収入	16,573,976 円
MT 手数料収入	96,600 円
AP 手数料収入	12,141,990 円
売上高	3,630,000 円

#### (2) 財産および損益の状況の推移

区分	第8期	当期
売上高	164,163,016 円	32,422,566 円
当期純利益	172,827 円	203,847 円
総資産 (純資産)	1,016,789 円	1,220,636 円

#### (3) 主要な事業内容

事業	内容
種苗登録品種管理	ロイヤリティ徴収及び支払
補助金申請支援事業	災害対策、防災対策等
診断事業委託	エネルギー診断等

エコファーム推進機構

## 事業報告書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

### 企業集団の状況に関する事項

#### (1) 事業の経過およびその成果

本年も防災対策支援を多数行う事が出来た。本期は能登の地震後に特に問合せを多く頂いた。今後の実績につながる様フォローを行っていきたい。

事業別	売上高
診断事業委託収入	2,804,476 円
MT 手数料収入	12,120,133 円
AP 手数料収入	15,250,672 円

#### (2) 財産および損益の状況の推移

区分	第9期	当期
売上高	32,422,566 円	30,175,281 円
当期純利益	203,847 円	774,680 円
総資産 (純資産)	1,220,636 円	1,995,316 円

#### (3) 主要な事業内容

事業	内容
種苗登録品種管理	ロイヤリティ徴収及び支払
補助金申請支援事業	災害対策、防災対策等
診断事業委託	エネルギー診断等

# 決 算 報 告 書

第 8 期

自 令和 3年 4月 1日

至 令和 4年 3月31日

一般社団法人工コファーム推進機構

文京区湯島 3 - 11 - 10

# 貸 借 対 照 表

令和 4年 3月31日 現在

(単位:円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流 動 資 産】	[ 19,755,159]	【流 動 負 債】	[ 18,738,370]
現 金 ・ 預 金	13,678,497	短 期 借 入 金	3,056,419
売 掛 金	5,818,599	未 払 金	12,637,381
前 渡 金	260,000	未 払 法 人 税 等	136,100
預 け 金	17,010	預 け 金	1,451,670
貸 倒 引 当 金	18,947	未 払 消 費 税 等	1,456,800
		負 債 合 計	18,738,370
純 資 産 の 部			
【株 主 資 本】	[ 1,016,789]		
[利 益 剰 余 金]	[ 1,016,789]		
(その他利益剰余金)	( 1,016,789)		
繰 越 利 益 剰 余 金	1,016,789		
		純 資 産 合 計	1,016,789
資 産 合 計	19,755,159	負 債 ・ 純 資 産 合 計	19,755,159

# 損 益 計 算 書

自 令和 3年 4月 1日

至 令和 4年 3月31日

(単位:円)

科 目	金 額
<b>【純 売 上 高】</b>	
HA手数料収入	81,988,022
AP手数料収入	8,284,490
売 上 高	55,730,149
診断事業委託収入	18,160,355
	164,163,016
<b>【売 上 原 価】</b>	
期首棚卸高	239,000
HAロイヤリティ	67,363,532
APロイヤリティ	6,572,240
仕 入 高	50,515,858
診断事業委託費	16,709,604
売 上 総 利 益	141,400,234
	22,762,782
<b>【販売費及び一般管理費】</b>	22,537,278
営 業 利 益	225,504
<b>【営 業 外 収 益】</b>	
受 取 利 息	144
貸倒引当金戻入	83,200
雜 収 入	79
経 常 利 益	308,927
税引前当期純利益	308,927
法人税、住民税及び事業税	136,100
当 期 純 利 益	172,827

# 販売費及び一般管理費

自 令和 3年 4月 1日

至 令和 4年 3月31日

(単位:円)

科 目	金 額
<b>【人 件 費】</b>	
出 向 負 担 金	19,090,000
相 談 員 報 酬	250,001
	19,340,001
<b>【経 費】</b>	
広 告 宣 伝 費	138,126
荷 造 包 裝 費	2,865
旅 費 交 通 費	5,928
交 際 費	15,000
通 信 費	100,776
租 税 公 課	21
消 耗 品 費	7,806
事 務 用 品 費	655
地 代 家 賃	600,000
保 険 料	16,810
支 払 手 数 料	266,419
諸 会 費	149,110
貸 倒 引 当 金 繰 入	18,947
顧 問 料	1,377,764
販 売 手 数 料	497,050
合 計	3,197,277
	22,537,278

# 決 算 報 告 書

第 9 期

自 令和 4年 4月 1日

至 令和 5年 3月31日

一般社団法人工コファーム推進機構

文京区湯島 3 - 17 - 1

# 貸 借 対 照 表

令和 5年 3月31日 現在

(単位:円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流 動 資 産】	[ 11,006,029]	【流 動 負 債】	[ 9,785,393]
現 金 ・ 預 金	8,766,533	短 期 借 入 金	5,130,620
売 掛 金	1,680,250	未 払 金	4,510,673
前 渡 金	260,000	未 払 法 人 税 等	144,100
預 け 金	17,010	負 債 合 計	9,785,393
未 収 消 費 税 等	290,400	純 資 産 の 部	
貸 倒 引 当 金	8,164	【株 主 資 本】	[ 1,220,636]
		[ 利 益 剰 余 金 ]	[ 1,220,636]
		( そ の 他 利 益 剰 余 金 )	( 1,220,636)
		繰 越 利 益 剰 余 金	1,220,636
		純 資 産 合 計	1,220,636
資 産 合 計	11,006,029	負 債 ・ 純 資 産 合 計	11,006,029

# 損 益 計 算 書

自 令和 4年 4月 1日

至 令和 5年 3月31日

(単位:円)

科 目	金 額
<b>【純 売 上 高】</b>	
MT手数料収入	96,600
AP手数料収入	12,141,990
売 上 高	3,630,000
診断事業委託収入	16,573,976
	32,442,566
<b>【売 上 原 価】</b>	
MT口イヤリティ	77,280
AP口イヤリティ	9,735,910
仕 入 高	2,970,000
診断事業委託費	14,533,060
売 上 総 利 益	27,316,250
	5,126,316
<b>【販売費及び一般管理費】</b>	4,797,555
営 業 利 益	328,761
<b>【営 業 外 収 益】</b>	
受 取 利 息	107
貸倒引当金戻入	18,947
雜 収 入	132
経 常 利 益	347,947
税引前当期純利益	347,947
法人税、住民税及び事業税	144,100
当 期 純 利 益	203,847

# 販売費及び一般管理費

自 令和 4年 4月 1日

至 令和 5年 3月31日

(単位:円)

科 目	金 額
<b>【人 件 費】</b>	
相 談 員 報 酬	402,550
<b>【経 費】</b>	
広 告 宣 伝 費	136,762
荷 造 包 裝 費	6,919
交 際 費	457,761
通 信 費	49,851
租 税 公 課	41,215
地 代 家 賃	600,000
リ 一 ス 料	1,319,500
支 払 手 数 料	186,723
諸 会 費	138,110
貸 倒 引 当 金 繰 入	8,164
顧 問 料	1,350,000
賃 借 料	100,000
合 計	4,797,555

# 決 算 報 告 書

第 10 期

自 令和 5年 4月 1日

至 令和 6年 3月31日

一般社団法人工コファーム推進機構

文京区湯島 3 - 17 - 1

# 貸 借 対 照 表

令和 6年 3月31日 現在

(単位:円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流 動 資 産】	[ 12,019,560]	【流 動 負 債】	[ 10,024,244]
現 金 ・ 預 金	10,729,773	短 期 借 入 金	6,338,145
売 掛 金	1,016,301	未 払 金	2,533,699
前 渡 金	260,000	未 払 法 人 税 等	308,700
預 け 金	17,010	未 払 消 費 税 等	843,700
貸 倒 引 当 金	3,524	負 債 合 計	10,024,244
純 資 産 の 部			
【株 主 資 本】	[ 1,995,316]		
[ 利 益 剰 余 金 ]	[ 1,995,316]		
( そ の 他 利 益 剰 余 金 )	( 1,995,316)		
繰 越 利 益 剰 余 金	1,995,316		
純 資 産 合 計	1,995,316		
資 産 合 計	12,019,560	負 債 ・ 純 資 産 合 計	12,019,560

# 損 益 計 算 書

自 令和 5年 4月 1日

至 令和 6年 3月31日

(単位:円)

科 目	金 額
【純 売 上 高】	
MT手数料収入	12,120,133
AP手数料収入	15,250,672
診断事業委託収入	2,804,476
	30,175,281
【売 上 原 価】	
MT口イヤリティ	7,908,186
AP口イヤリティ	12,190,120
診断事業委託費	4,631,629
売 上 総 利 益	24,729,935
	5,445,346
【販売費及び一般管理費】	4,371,851
営 業 利 益	1,073,495
【営 業 外 収 益】	
受 取 利 息	161
貸倒引当金戻入	8,164
雜 収 入	1,560
経 常 利 益	9,885
	1,083,380
税引前当期純利益	1,083,380
法人税、住民税及び事業税	308,700
当 期 純 利 益	774,680

## 販売費及び一般管理費

自 令和 5年 4月 1日

至 令和 6年 3月31日

(単位:円)

科 目	金 額
【経 費】	
広 告 宣 伝 費	90,895
旅 費 交 通 費	8,639
交 際 費	432,041
会 議 費	33,114
通 信 費	19,660
租 税 公 課	14,023
地 代 家 賃	600,000
リ 一 ス 料	1,365,600
支 払 手 数 料	195,245
諸 会 費	159,110
貸 倒 引 当 金 繰 入	3,524
顧 問 料	1,300,000
賃 借 料	150,000
合 計	4,371,851